

令和3年 第8回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和3年 8月26日(木) 10時00分
 場 所 分庁舎1階 大会議室

○提出議題（19件）

- 高農議第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと(2)
- 高農議第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(2)
- 高農議第22号 非農地証明願出のこと(2)
- 報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと(6)
- 報告第25号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(3)
- 報告第26号 農地法第18条第6項の規定による届出のこと(1)
- 報告第27号 農地利用変更届出のこと(1)
- 報告第28号 農地一時転用に伴う農地復元完了報告のこと(1)
- 報告第29号 農地転用受理通知書取消願出のこと(1)

○出席委員（13名）

1番	三好 覚	2番	中谷 清隆
3番	中森 均	4番	北野 益生
5番	前橋 瑞紀	6番	穴田 正平
7番	西村 一志	8番	
9番	北原 知子	10番	高石 敏正
11番	松本 和人	12番	松本 慶一
13番	芦谷 博務	14番	井神 兄雄

○欠席委員（0）

--	--	--	--

○出席事務局職員（3名）

事務局 局長	大内 喜樹
事務局 主 幹	尾塩 昌昭
” 事務吏員	上田 耕司

○出席市長部局（0名）

産業振興課	
-------	--

議 事 内 容

- 事務局 皆さん、おはようございます。第8回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、全員出席で総会は成立しております。本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第20号～第22号の6件、報告第24号～第29号の13件、併せて19件でございます。議事進行につきましては、会長にお願いいたします。
- 議 長 皆さん、おはようございます。(時候の挨拶) それでは第8回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により5番の前橋委員さん、6番の穴田委員さん、よろしくをお願いいたします。
- それでは、議案書に基づきまして進めてまいります。
- 高農議第20号**「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 事務局説明願います。
- 事務局 高農議第20号は農地法第3条第1項の許可申請でございます。
- (高農議第20号、1番、2番を読み上げる)
- 別添調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしく申し上げます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。伊保地区お願いします。
- 3番 事務局の説明どおりです。伊保地区委員としても問題ないと思います。
- 議 長 この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
- 1番 借りる農地では現在野菜が栽培されているが新たに野菜を栽培するのですか。
- 3番 野菜を栽培されているので引き続き野菜を栽培とのことです。
- 議 長 その他ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
- 各委員 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議の声がありませんので、高農議第20号は承認されました。
- 続きまして**高農議第21号**「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 事務局説明願います。
- 事務局 高農議第21号は農地法第5条第1項の許可申請でございます。
- (高農議第21号、1番、2番を読み上げる)
- 別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしく申し上げます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。阿弥陀地区お願いします。
- 12番 事務局の説明どおりです。阿弥陀地区委員としても問題ないと思います。
- 議 長 この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
- 各委員 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議の声がありませんので、高農議第21号は承認されました。

続きまして**高農議第22号**「非農地証明願出のこと」を議題といたします。
事務局説明願います。

事務局 高農議第22号は非農地証明でございます。
(高農議第22号、1番、2番を読み上げる)

議長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。
阿弥陀地区お願いします。

12番 阿弥陀地区委員会では、農地転用をしないで建物を建ててしまっている。そして売却の話があるので非農地証明を出してきたということは、非常に悪質であるので地区委員会としては建物を取り壊してからもう一度出すようにと意見がまとまった。

1番 建物をつぶせば地目は何になるのか。

事務局 登記簿では、建物を取り壊しても田のままです。

13番 建物をつぶせば登記簿は田だが現況は雑種地になる。

事務局 登記簿の地目を変えるには、非農地証明か4条、5条の許可書を添付して地目変更の申請を法務局にしないと変更はできない。

13番 黙って建物を建てているので違反である。建物をつぶしてもらいその後手続きをしてもらわないと。

議長 非農地証明をする前に建物をつぶしてもらい、田にってもらい4条・5条の転用申請をしてもらう。

12番 それが一番いい方法ではないですか。

議長 その他ご意見はございませんか
意見がないのであれば、高農議第22号については、農業委員会としては非農地証明の発行はできません。建物をつぶしてから転用してください。転用がいいのかわかりませんので建物を壊してどうするのか考えてください。ということによろしいか。ご異議はございませんか。

各委員
議長 (「異議なし」の声あり)
異議の声がありませんので、次に進みます。

事務局 続きまして**報告第24号**「農地法3条の3第1項の規定による届出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。
報告第24号は農地法第3条の3第1項の規定による届出で、6件ございます。

議長 (報告第24号、1番～6番を読み上げる)

議長 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員 なし。

議長 続きまして**報告第25号**「農地法5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局 報告第25号は農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告で、3件ございます。

議長 (報告第25号、1番～3番を読み上げる)

議長 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員
議 長
事務局
議 長
各委員
議 長

なし。

続きまして報告第26号「農地法18条第6項の規定による届出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

報告第26号は農地法第18条第6項の規定による届出で、1件ございます。
(報告第26号、1番を読み上げる)

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし。

続きまして報告第27号「農地利用変更届出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

報告第27号は農地利用変更届出で、1件ございます。
(報告第27号、1番を読み上げる)

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし。

続きまして報告第28号「農地一時転用に伴う農地復元完了報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

報告第28号は農地一時転用に伴う農地復元完了報告で、1件ございます。
(報告第28号、1番を読み上げる)

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし。

続きまして報告第29号「農地転用受理通知書取消願出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

報告第29号は農地転用受理通知書取消願出で、1件ございます。
(報告第29号、1番を読み上げる)

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし。

以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以 上)

終了時刻 午前11時10分

議事録署名委員

前橋 瑞紀委員

穴田 正平委員